

社会福祉法人 ハスの実の家 役員報酬等規則

（目的）

第1条 この規則は、社会福祉法人ハスの実の家（以下「法人」という。）定款第22条の規程により、役員報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

役員報酬等

（役員報酬）

第2条 役員のうち理事長、副理事長に対して報酬を支給する。

2 前項の報酬は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事長 月額 75,000円 以内

(2) 副理事長 月額 50,000円 以内

3 理事長、副理事長以外の役員については、報酬を支給しない。

（支給日）

第3条 理事報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業の場合、前営業日）に支払う。

（役員の実費弁償）

第4条 役員が職務を遂行するにあたって以下のとおり費用弁償する。

（金額）

- ①交通費 あわら市・坂井市 1,500 円
その他市外 2,000 円
- ②宿泊費 1日 15,000 円 を限度として実費
- ③その他必要と認められたもの 実費

附 則

平成27年4月1日 施行。

平成29年4月1日 社会福祉法改正により一部改正。